

書評

出口康夫・大庭弘継編著

『軍事研究を哲学する——科学技術とデュアルユース』
(昭和堂、2022年)片岡 雅知
河村 賢

はじめに

2015年に開始された防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、軍事利用も民間利用も可能な研究、いわゆる「デュアルユース」研究を推進するものだった。この制度は、デュアルユースや軍事研究にかんする本邦の議論を再燃させた。

本書もそうした流れのなかにある一冊である。だが、その射程ははるかに広い。本書のまず特徴的な点は、およそあらゆる科学技術とデュアルユースの関係が指摘されていることだ。デュアルユースの問題をあつかう著作は、生命科学を具体例とする場合が多く、本書ほど多様な分野を一冊におさめた例は国際的にもない。第二に特徴的な点は、編者の出口が提案する、科学技術とその使用にかんする独創的な類型論だ。現状「デュアルユース」は、前述した軍／民の両用性か、善用と悪用の両義性かを意味する。しかし本書はさらに詳細な分析を提示し、概念的な道具を豊かにしている。

これにより本書は、軍事研究をめぐる本邦の議論を、より広く多様な文脈に開くことに成功している。以下では各章を概観した上で、いくつかのコメントをしたい。

各章の概要

序論では、まず本書の目的が提示される。すなわち、デュアルユースや軍事研究をめぐる「ファクトの洗い出し」と「哲学的な掘り下げ」である。そして、デュアルユース（軍と民の両用途）の概念が、シングルユース（軍か民かの単一用途）やミックスドユース（軍か民かで分けられない用途）との対比のなかで明確化される。

第Ⅰ部

第1章は、デュアルユース概念の歴史的概観である。この概念が新たな注目を集めた文脈である

冷戦終結後のアメリカの科学政策が確認された上で、第二次世界大戦後の日本とアメリカの科学政策の差異が、その後の両国の軍事研究をめぐる議論を形成してきた経緯が跡づけられる。第2章では、上述の安全保障技術研究推進制度に対して2017年に日本学術会議が発表した「軍事的安全保障研究に関する声明」がとりあげられる。この声明にいたるまでの、日本学術会議と軍事研究との歴史的関係をたどった上で、戦争協力への反対といった明確な 이슈に訴えられなくなった現在では、許容可能な研究にかんする判断が困難になっていると指摘している。

コラム1は、戦前の理化学研究所を、民間産業を軍事産業へ転用する体制の先駆と位置づけ、そこで量子力学研究が原爆開発研究につながった経緯を踏まえながら、科学者は研究成果の利用に責任を持つ必要があると論じる。コラム2は、七三一部隊による戦時の残虐行為は平時の医学研究にも通底する問題であるという分析と、戦時における医療者の規範にかんする近年の議論の展開の両面から、戦争のなかの医療倫理の重要性を論じる。コラム3は、論理学者が暗号解読というかたちで軍事に関与した歴史をとりあげ、日本の論理学者の関与についても検討している。

第Ⅱ部

第3章では、悪い軍事利用と良い民間利用の区別が容易だとされがちな原子力技術の制御について、国際体制になお残る問題が論じられる。特に、核非拡散条約や核実験禁止条約における、核保有国と非保有国のあいだの容易には正当化しがたい階層秩序の存在が指摘される。第4章は宇宙開発を事例としながら、技術の軍事利用と平和利用の区別の困難さを指摘し、そうした境界的な技術への柔軟な支援制度として、安全保障技術研究推進制度は相対的に優れていると論じる。第5章は、微生物研究の生物兵器転用の懸念についての歴史的概観である。1970年代の組み換えDNA技術とアシロマ会議からはじまり、アメリカ同時多発テロとフィンクレポートを経て、合成生物学、逆遺伝学、ゲノム編集技術にかかわる現在進行系の問題がとりあげられる。

サイバー攻撃およびセキュリティについて検討した第6章によれば、情報システムについて軍事と民生の区別はほぼ存在せず、また情報システムへの攻撃と防御には同一の技術が用いられる。この事例は、軍・民ないし善・悪という用途の区別がますますつけがたいという、現代のデュアルユース技術の特徴を浮かびあがらせるものである。第7章は、近年急速に開発が進む自律型兵器にかんする道徳的論点を整理する。自律型兵器を道徳的に悪とする決定的な理由はないとしつつも、軍用ドローン兵器との類推から、自律型兵器が人道的なものになることは期待できないと評価する。コラム4では、スマートフォンが収集する健康情報は、健康管理に役立つ一方で、リスクに晒される人間の選別に用いられる懸念があると指摘される。

第三部

第8章は、功利主義の観点から軍事研究の是非についてどのような判断ができるかを概観するものだ。第9章は、二重結果論や予防原則といった倫理的な原理が、デュアルユース研究にはうまく適用できないと論じる。第10章は、正戦論の研究を例としながら、ある研究が「軍事研究」に該当する条件を検討する。「研究者の所属」と「資金源」という条件を浮かびあがらせた上で、「軍事研究」というラベリングが研究を妨げる危険性が指摘される。第11章では、上述の「軍事的安全保障研究に関する声明」が批判的に検討される。同声明が「不適切な軍事的安全保障」とは見えていない各種の研究においても、安全保障や軍事とのかかわりはすでに問題になっており、学术界と安全保障・軍事との適切な関与のありかたについて、さらなる議論が求められる。第12章は、序章で提示された類型論をもとに、軍か民かを分けられない用途を持った技術が現在広がっていると指摘し、そうした技術の蔓延か、そのリスクを防ぐための過剰監視社会の到来か、というジレンマを提示する。そして、このジレンマを解消するための制度が構想される。

論点

以下では、評者の観点からいくつかの論点を提

示したい。概して、充実した「ファクトの洗い出し」に対し、「哲学的深堀り」には課題が残るのではないだろうか。

個別科学技術をあつかった各章では、規範的な問いが暗に明に提示されている。たとえば第1章は、本邦が軍隊を持つ国になるべきかどうかという問いを、第2章は、学問の自由と許容不可能な科学の線引きをめぐる問いを投げかける。しかし、規範的問いを直接あつかう第8章と第9章は、たがいに異なる立場からの論点整理にとどまり、積極的な提案はほぼ見られない。

各章の内容にも疑問が残る部分がある。たとえば第8章で提示される、軍事研究への功利主義的なアプローチは、たしかに「絶対的なパシフィズムと絶対的な現実主義の対立」よりは建設的だろう。しかしこの両極がそもそも支持しがたいことも同章は指摘している。だとすれば、功利主義が比較優位を示すべきなのは標準的な正戦論だったはずであり、現状では功利主義を採用するポイントが見えにくい。また、何が「軍事研究」に該当するかを論じた10章の議論は、著者の直観に強く依存しており、評者には説得力を感じがたかった。「軍事研究」のように政治的な概念については、仮想事例に対する直観に訴えて事例を明確化する望みは薄いように思われる。むしろ、「軍事研究」に該当しそうな研究の諸特徴の何が具体的に問題なのかを、直接検討することが必要なのではないだろうか。序章と12章で提示される類型論は、他の章における個別事例の分析からほぼ独立しており、その有用性ははまだ評価しがたい⁽¹⁾。

とはいえ、こうした批判は無いものねだりに近い。本書の豊かな事例記述、論点整理、概念的道具立てを踏まえ、規範的問題をさらに検討することは、読者に与えられた課題である。

注

(1) なお9章については、評者らも同様の論点の検討を行っており、同章としばしば異なる判断を下している。片岡雅知・小林知恵・鹿野祐介・河村賢(2022)「デュアルユース研究の倫理学：費用便益分析を超えて」、『ELSI NOTE』、19。